

福井市自治会活動保険料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動の活性化と地域社会の健全な発展を目的として自治会が加入する自治会活動保険の保険料に対して補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 福井市行政嘱託員設置規則（昭和50年福井市規則第1号。）第1条に規定する市長の認める区域において構成する団体をいう。
- (2) 地区自治会連合会 公民館地区を単位とする自治会の連合体をいう。
- (3) 自治会活動保険 自治会の年間活動を補償する保険で、第三者への賠償と自治会活動参加者への傷害補償を備えるものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱による補助金は、地区自治会連合会に対して交付する。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の対象となる経費は、次に掲げる自治会活動保険の保険料で、当該年度の4月1日から3月31日までに支払った保険料の額とする。ただし、費用損害に係る保険料その他の特約事項に係る保険料は除く。

- (1) 自治会が地区自治会連合会を介して加入している自治会活動保険の保険料
 - (2) 自治会が独自に加入している自治会活動保険の保険料（地区自治会連合会が補助金の交付手続を取りまとめて行う場合に限る。）
- 2 自治会が複数の自治会活動保険に加入している場合は、当該自治会が指定するいずれか1つの自治会活動保険の保険料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（1世帯当たりの保険料が120円を超える場合は、1世帯当たり120円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、福井市自治会活動保険料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会活動保険の保険料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 自治会活動保険に加入したことを証明する書類の写し
- (3) 支払った保険料の内訳を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定及び規則第12条の規定による補助金の額の確定をした場合には、福井市自治会活動保険料補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市自治会活動保険料補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けたものが、この要綱の趣旨に反し不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助事業についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。